

## 大津市会計年度任用職員募集要項

### 【職種：児童厚生員】

令和8年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1人（週35時間勤務）

2 募集職種 児童厚生員（福祉2種 こども・若者政策課）

3 業務内容

- (1) 0歳から18歳未満の児童の健全育成を図るため、児童館での遊びの指導に関する業務
- (2) 児童館運営業務にかかる業務全般（パソコン操作等の庶務事務含む）
- (3) その他必要な業務

【業務内容の変更範囲】：なし

4 募集対象

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する、下記のいずれかの資格を有すること

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- (2) 保育士の資格を有する者
- (3) 社会福祉士の資格を有する者
- (4) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事し、かつ2000時間以上の勤務経験を有する者
- (5) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる免許を有する者
- (6) 次のいずれかに該当する者であって、大津市長が適当と認めたもの
  - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
  - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
  - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

二 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

◎地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 5 応募受付期間

令和 8 年 3 月 3 1 日（火）から令和 8 年 4 月 1 3 日（月）まで

## 6 応募方法

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接電話連絡してください。

選考当日に下記の書類を持参してください。

- ①ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ②写真を貼付した履歴書
- ③資格、免許証保有者は有効な資格証、免許証の写し

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時

【連絡先】大津市こども未来部こども・若者政策課

「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-528-2917

## 7 選考日時及び選考会場

令和 8 年 4 月 1 4 日（火）午前 1 0 時 大津市役所本館 5 階 互助会第 1 会議室

## 8 選考方法

面接及び言語表現に関する実技試験

※上記 6 に記載の選考当日の持ち物をお持ちください。

## 9 結果の発表

受験者本人宛に、選考試験後 1 週間以内に、合否通知を文書で発送します。

## 10 勤務条件

任用期間	令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 採用後 1 ヶ月（実勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日まで延長）は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
------	---

再度の 任用	<input checked="" type="checkbox"/> 原則あり <input type="checkbox"/> 原則なし (翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。)
勤務地	大津市立膳所児童館 ※任用期間の途中で勤務地の異動を行う場合があります。
勤務地 変更の 可能性	あり →小野児童館、堅田児童館、坂本児童館、皇子が丘児童館、膳所児童館、田上児童館
勤務日	週5日(火曜日～土曜日)
休日	日曜日、月曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
休暇	年次有給休暇 1年目10日(任用期間に応じて付与) 特別休暇あり(要件あり)
勤務時間	・週35時間勤務(1日7時間×週5日) 8時40分～17時25分のうち実働7時間 休憩60分
基本給	週35時間勤務 月額 220,069円 ～ 238,798円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.65月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当(片道2km以上の場合、上限月額55,000円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。)
その他	・給与等支給日: 当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。